

令和2年度建物リフォーム等事業費補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、令和2年度建物リフォーム等事業費補助金交付要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 登録店

当事業に賛同し、事前に登録している市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者をいう。

(2) 住宅

三沢市内に存する自己の所有する居住用の建物をいう。

(3) リフォーム

既存の住宅の耐久性、居住性の向上のために行う増減築、改築、改修、改装等をいう。

(4) 再生可能エネルギー設備

太陽光、風力、バイオマス、大気中の熱など自然界に存在するエネルギー、燃料電池を再生可能エネルギーとし、そのエネルギーの発電や熱は自家消費として利用するための設備をいう。

(5) 空き家

自己またはその親族が面積の過半を住居として使用していた三沢市内の一戸建ての住宅で、1年以上居住実態のない建物をいう。

(6) 空き店舗

三沢市内で以前小売業等の店舗として使用されていたが、店舗が閉鎖もしくは退店し、現在入居営業する者が決まっていない状態の店舗をいう。

(7) 既存店舗

三沢市内で現在営業を継続している店舗をいう。

(8) 小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業等

日本標準産業分類による各産業をいう。

3 対象工事

(1) 令和2年4月1日以降に着工し、令和3年3月末日までに工事確認検査を受けることができる次に掲げる工事を対象とする。

① 住宅リフォーム工事

ア 住宅または店舗兼住宅をリフォームするために登録店が行う補助対象経費が50万円以上(税込)の工事を対象とする。

イ 貸家目的の工事、貸家として利益収入を得たことのある建物の工事は対象外とする。

② 住宅用再生可能エネルギー等設置工事

ア 住宅または店舗兼住宅に再生可能エネルギー設備を設置するために登録店が行う補助対象経費30万円以上(税込)の工事を対象とする。

イ 貸家目的の工事、貸家として利益収入を得たことのある建物の工事は対象外とする。

③ 空き家取壊し工事

ア 空き家を取壊すために登録店が行う補助対象経費20万円以上(税込)の工事を対象とする。

イ 貸家として利益収入を得たことのある空き家の取壊し工事は対象外とする。

④ 空き店舗改装出店工事

ア 空き店舗を改装し出店するために登録店が行う工事を対象とする。

イ 過去において空き店舗改装出店工事を行っている店舗は対象外とする。

ただし、商業振興や中心市街地活性化に資すると市長が特に認めた場合はこの限りではない。

⑤ 既存店舗改装工事

既存店舗を改装するために登録店が行う工事を対象とする。

(2) 1世帯につき、年度内に1工事を対象とする。ただし、住宅用再生可能エネルギー等設置工事については、他の工事と併用できるものとする。

(3) 国、県及び市による耐震改修工事、移転補償工事、住宅防音工事、居宅介護住宅改修に該当する工事は、当事業の対象外とする。

(4) 新築工事における当事業の併用は対象外とする。

4 補助対象経費

(1) 住宅リフォーム工事

- ① 住宅または店舗兼住宅をリフォームするための工事費とする。
- ② 店舗兼住宅をリフォームする場合は、住宅部分に係る経費のみとし、店舗部分に係る経費は対象外とする。

(2) 住宅用再生可能エネルギー等設置工事

- ① 再生可能エネルギー等設備の設置に係る工事費とする。
- ② 店舗兼住宅に再生可能エネルギー設備を設置する場合は、住宅部分に係る経費のみとし、店舗部分に係る経費は対象外とする。

(3) 空き家取壊し工事

- ① 空き家の取壊しに係る工事費とする。
- ② 空き家が店舗兼住宅の場合は、住宅部分に係る経費のみとし、店舗部分に係る経費は対象外とする。

(4) 空き店舗改装出店工事

- ① 空き店舗の改装に係る工事費とする。但し、店舗内外装に係る工事費のみとし、什器や備品、設計費は対象外とする。
- ② 空き店舗が店舗兼住宅の場合は、店舗部分に係る工事費のみとし、住宅部分に係る経費は対象外とする。
- ③ 空き店舗を増築する場合は、空き店舗部分に係る工事費のみとし、増築部分に係る経費は対象外とする。

(5) 既存店舗改装工事

- ① 既存店舗の改装に係る工事費とする。但し、店舗内外装に係る工事費のみとし、什器や備品、設計費は対象外とする。
- ② 店舗兼住宅の場合は、店舗部分に係る経費のみとし、住宅部分に係る経費は対象外とする。

5 交付対象者

補助金の交付対象者は、三沢市税の滞納がないこと、暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと及び各対象工事において次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 住宅リフォーム工事及び住宅用再生可能エネルギー等設置工事

工事を行う物件を所有する者またはその親族で、工事完了後に原則としてその物件に居住すること。親族とは、配偶者または子等の居住者とする。

(2) 空き家取壊し工事

原則として空き家の所有者またはその相続人であること。

(3) 空き店舗改装出店工事

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 市内の空き店舗を活用し、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等により顧客の誘引または住民の参集による市内の活気誘発に資する事業を行い、補助金の交付後、継続的な営業が見込まれる新規に事業を行う者であること。なお、仮設店舗（プレハブ等）から空き店舗へ出店する場合は、新規に事業を行う者とみなすものとする。

② 店舗の営業期間及び営業時間は、業種や事業内容を考慮し、新たな販賣創出及び継続的な営業となるものとする。

③ 交付申請以前に創業や経営の専門家等による支援を一定期間受け必要な知識を得ること。また、営業開始後も定期的な支援を受けること。

④ 補助金の交付後3年間、毎年1回、三沢市の指定する期日までに三沢市へ現況届（様式6-1）を提出し、審査を受けること。

⑤ 政治的または宗教的な活動を目的とする事業でないこと。

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当する営業または第33条の規定に該当する営業でないこと。

⑦ 公序良俗に反する事業でないこと。

(4) 既存店舗改装工事

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 既に市内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等により、店舗経営を継続している者で、改装することによって、売上の増加が見込まれ、地域の活性化に寄与できる者。

② 店舗の営業期間及び営業時間は、業種や事業内容を考慮し、新たな

賑わい創出及び継続的な営業となるものとする。

- ③ 補助金の交付後 3 年間、毎年 1 回、三沢市の指定する期日までに三沢市へ現況届（様式 6 - 2）を提出し、審査を受けること。
- ④ 政治的または宗教的な活動を目的とする事業でないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条の規定に該当する営業または第 3 3 条の規定に該当する営業でないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する事業でないこと。

6 補助金額

補助金の額は、各対象工事において次に掲げるとおりとする。ただし、1 万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

(1) 住宅リフォーム工事

補助対象経費の 10 分の 1 に相当する額とし、20 万円を限度とする。

(2) 住宅用再生可能エネルギー等設置工事

補助対象経費の 10 分の 1 に相当する額とし、30 万円を限度とする。

(3) 空き家取壊し工事

補助対象経費の 10 分の 1 に相当する額とし、20 万円を限度とする。

(4) 空き店舗改装出店工事

補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とする。

市内に住所を置く個人又は市内に本店を置く法人においては 200 万円を限度とする。それ以外のものについては 100 万円を限度とする。

(5) 既存店舗改装工事

補助対象経費の 6 分の 1 に相当する額とする。

市内に住所を置く個人又は市内に本店を置く法人においては 50 万円を限度とする。それ以外のものについては 30 万円を限度とする。

7 交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録店を代理人と定め、登録店が補助金申込書（様式 1）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

① 住宅リフォーム工事

- ア 滞納がないことの証明書
- イ 固定資産税納税通知書の写しまたは資産証明書
- ウ 工事の見積書
- エ その他市が必要と認めるもの

② 住宅用再生可能エネルギー等設置工事

- ア 滞納がないことの証明書
- イ 固定資産税納税通知書の写しまたは資産証明書
- ウ 工事の見積書
- エ その他市が必要と認めるもの

③ 空き家取壊し工事

- ア 滞納がないことの証明書
- イ 固定資産税納税通知書の写しまたは資産証明書
- ウ 過去に居住していたことがわかるもの及び1年以上居住していないことがわかるもの（住民票の写し、施設入所証明、戸籍の附票の写し等）
- エ 工事の見積書
- オ その他市が必要と認めるもの

④ 空き店舗改装出店工事

- ア 滞納がないことの証明書
- イ 工事の見積書
- ウ 工事箇所がわかる図面の写し
- エ 事業計画書（様式2）
- オ 位置図（物件の所在地がわかるもの）
- カ 認定支援機関等による支援を受けたことの証明書（様式7）
- キ その他市が必要と認めるもの

⑤ 既存店舗改装工事

- ア 滞納がないことの証明書
- イ 工事の見積書

- ウ 工事箇所がわかる図面の写し
- エ 改装計画書（様式3）
- オ 位置図（物件の所在地がわかるもの）
- カ その他市が必要と認めるもの

(2) 事業計画書（様式2）及び改装計画書（様式3）については、市による事前審査を受け、市の承認を得ること。

(3) 市は、4月1日より予算の範囲内において随時受付し、先着順とする。

8 交付決定

市は、各工事の補助金の申込みを受けた際はその内容を審査し、適正と認められたものに対し、交付の決定をする。登録店は必ずその通知を受けた後に工事に着手すること。

9 実績報告及び補助金支給申請

申請者または代理人は、実績報告・補助金支給申請書（様式4）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 工事施工箇所の着工前後の写真
- (2) 工事代金の領収書及び工事代金の明細がわかる書類
- (3) 施工業者の一覧（様式5）
- (4) 空き店舗改装出店工事においては営業証明書
- (5) 住宅用再生可能エネルギー等設置工事においては、再生可能エネルギー設備の納品書（写し可）
- (6) 住宅リフォーム工事及び住宅用再生可能エネルギー等設置工事において、申請者の住所と対象物件所在地が異なる場合は、原則として対象物件に転居後の申請者の住民票謄本の写し

10 確認検査

申請者または代理人は、実績報告・補助金支給申請書（様式4）提出後、工事確認検査を受けなければならない。

1 1 補助金の額の確定

市は、実績報告・補助金支給申請書を確認し、工事確認検査後、補助金の額を確定する。補助金支給額は、補助金申込書の申請額を上限とする。

1 2 市への報告

空き店舗改装出店工事及び既存店舗改装工事について、補助金交付後3年間、交付申請時に提出した計画書に大きな変更があった場合及び事業の継続が困難となった場合は速やかに市に申し出ること。

1 3 補助金の返還

空き店舗改装出店工事及び既存店舗改装工事については、補助金交付後の現況届（様式6）の提出により、対象要件が満たされていないことが確認された場合、市は補助金の返還を求める場合がある。

1 4 その他

- (1) この事業の実施に必要な様式については、別添建物リフォーム等事業費補助金に係る各種様式一覧のとおり定める。
- (2) 市は、実績報告及び工事確認検査後に、申請者に追加で書類の提出を求めることがある。